

# 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 第1 事業者

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 事業者名称      | 株式会社キッズ1ハート       |
| 主たる事務所の所在地 | 兵庫県尼崎市椎堂1丁目1-8-2階 |
| 法人種別       | 株式会社              |
| 代表者職氏名     | 代表取締役 鈴木 謙太郎      |
| 電話番号       | 06-6415-7681      |

## 第2 事業の概要

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 事業の種類      | 認可外保育園 企業主導型                        |
| 事業所の名称     | キッズ1ハート旭保育所                         |
| 事業所の所在地    | 大阪市旭区新森4-23-8 Villetta 新森公園1階       |
| 電話番号・FAX   | 電話 06-6955-3787<br>FAX 06-6955-3789 |
| 管理者(施設長)氏名 | 所長 嶋崎 香                             |
| 入所定員       | 0歳~5歳 12人 従業員枠・地域枠(最大6名)            |

## 第3 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1)当事業所は、…豊かな経験を重ねて生きる力を育む。
- (2)当事業所は、…保護者と手をつなぎ共に子どもの成長を支える。
- (3)当事業所は、…子育てを通して地域のかけはしとなる。

#### 第4 施設・設備等の概要

##### (1)施設

|     |      |                      |
|-----|------|----------------------|
| 施 設 | 構 造  | 鉄骨造地上4階建の1階          |
|     | 延床面積 | 50.42 m <sup>2</sup> |

##### (2)主な設備

| 設 備       | 居 室 数 | 備 考                                      |
|-----------|-------|--|
| 乳児スペース    | 1室    | 6.6 m <sup>2</sup>                       |
| ほふくスペース   | 1室    | 19.8 m <sup>2</sup>                      |
| 保育スペース    | 1室    | 17.82 m <sup>2</sup>                     |
| 幼児用便所     | 1室    | 1.3 m <sup>2</sup> 便器1つ                  |
| 職員用便所     | 1室    | 1.3 m <sup>2</sup> 便器1つ                  |
| 設備の種類     |       | 冷暖房                                      |
| 屋外遊戯場(園庭) |       | 屋外遊戯場 8.809 m <sup>2</sup> (代替場所 新森中央公園) |

#### 第5 職員の配置状況

| 職 種    | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考  |
|--------|----|----|-----|-----|
| 施設長    | 1  | 1  | —   | 管理者 |
| 保育士    | 4  | 2  | 2   |     |
| 子育て支援員 | 2  | 1  | 1   |     |
| 事務員    | 1  | 1  | —   |     |

#### 第6 職員の勤務体制

| 職 種 | 勤 務 体 制  | 備 考 |
|-----|--|-----|
| 施設長 | 7:30~16:30<br>8:30~17:30                               |     |
| 保育士 | 早番 7:30 ~ 16:30<br>日勤 8:30 ~ 17:30<br>遅番 10:30 ~ 19:30 |     |

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 保育士非常勤 | 早番 7:30 ～ 13:30<br>日勤 8:30 ～ 15:30<br>遅番 13:30 ～ 19:30 |  |
|--------|--|--|

※ ロテーションにより、各保育士及び保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 第7 保育を提供する日、時間

| 開所曜日           |     | 月・火・水・木・金・土（祝日を除く） |
|----------------|-----|--------------------|
| 原則時間           | 平日  | 7:30 ～ 18:30       |
|                | 土曜日 | 7:30 ～ 18:30       |
| 開所時間<br>(延長保育) | 平日  | 18:30 ～ 19:30      |
|                | 土曜日 | 18:30 ～ 19:30      |

※ 12月29日から1月3日は休所日となります。

## 第8 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づき、利用児童の心身の状況等に  
 応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

### (1) 当事業所の保育理念

こども達が一人の人格として尊重され現在を最も良く生きるために、保育園と保護者、  
 地域全体が共に手を取り合い安全で安心できる環境をつくり、子ども達の最善の利益を  
 考え創意工夫を図る。

### (2) 当事業所の保育の目標

- ・健康で明るい子ども
- ・友達と仲良く遊べる子ども
- ・心豊かな子ども
- ・よく考え、やりぬく子ども

### (3) その他

保育園、幼稚園との連携

(4) 一日の流れ

| 時間    | 活 動                         |                         |                         |
|-------|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|
|       | 0歳児                         | 1歳児                     | 2歳児                     |
| 7:30  | 順次登所 自由遊び                   | 順次登所 自由遊び               | 順次登所 自由遊び               |
| 9:30  | 朝の集い(体操・歌・手遊び)<br>朝のおやつ     | 朝の集い(体操・歌・手遊び)<br>朝のおやつ | 朝の集い(体操・歌・手遊び)<br>朝のおやつ |
| 10:00 | 午前睡、設定(散歩、製作、なぐり描き、体操、リミック) | 設定(散歩、製作、なぐり描き、体操、リミック) | 設定(散歩、製作、なぐり描き、体操、リミック) |
| 11:30 | 給食                          | 給食                      | 給食                      |
| 12:30 | 絵本、お昼寝                      | 絵本、お昼寝                  | 絵本、お昼寝                  |
| 15:00 | 起床                          | 起床                      | 起床                      |
| 15:30 | おやつ                         | おやつ                     | おやつ                     |
| 16:00 | 帰りの集い                       | 帰りの集い                   | 自由遊び                    |
| 16:30 | 順次降所                        | 順次降所                    | 順次降所                    |
| 18:30 | 延長保育                        | 延長保育                    | 延長保育                    |
| 19:30 | 閉所                          | 閉所                      | 閉所                      |

(5) 年間行事計画

| 月   | 行 事                    |
|-----|------------------------|
| 4月  | ・入所式、お花見               |
| 5月  | ・こどもの日                 |
| 6月  | ・定期健康診断、歯科健診、個人懇談      |
| 7月  | ・プール開き、スイカ割り           |
| 8月  | ・水遊び、夏まつり              |
| 9月  | ・敬老の日                  |
| 10月 | ・ハロウィン、遠足              |
| 11月 | ・定期健康診断、歯科健診、運動会       |
| 12月 | ・クリスマス会、個人懇談           |
| 1月  | ・お正月遊び                 |
| 2月  | ・節分                    |
| 3月  | ・ひなまつり、生活発表会、お別れ遠足、修了式 |

※ 体操教室・英会話・誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します

(6) 給食の提供

外部委託…ただし自園調理している隣の認可保育園、ヒーローズ旭保育園の給食を提供  
食育を通して、いのちに感謝すること、健康を考えて食べること、食事にマナーがあることなど、様々なことを学んでいきます。

## 第9 利用料金

### 月極保育

0歳児=37,100円 1・2歳児=37,000円 3・4・5歳児=4,500円（給食費として）

0、1、2歳児の無償化対象のご家庭は無料です。（必要書類提出有）

実費徴収（保険料 1,110円年度毎・体操服 ※半袖Tシャツ 1,840円・帽子 1,150円）

### 一時預かり

保険登録料 1,000円/年 500円/1時間

### 1日保育

登録料 1,000円/年

0歳児=3,000円 1・2歳児=2,800円 3歳児=2,500円 4・5歳児=2,500円

※ その他、教材費・行事費などの費用が発生することがあります。

## 第10 利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1)入所児童が満6歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2)入所児童の保護者から退所の申し出があった時
- (3)その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

## 第11 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

|         |   |                                      |
|---------|---|--------------------------------------|
| 医療機関の名称 | <input type="checkbox"/> 大阪旭こども病院       | <input type="checkbox"/> ココデンタルクリニック |
| 医師名     | 山口 正                                    | 院長 井上 優子                             |
| 所在地     | 大阪市旭区新森 4-13-17                         | 大阪市旭区新森 3-16-22                      |
| 電話番号    | 06-6952-4771                            | 06-6180-8907                         |
| 業務内容    | 定期健康診断 年2回、入所予定児健康診断、保健衛生の普及及び予防並びに健康相談 | 年2回の診察、歯科口腔疾病に関する指導、診察結果について指導助言     |

## 第12 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

※事故防止及び事故発生時対応マニュアルを作成しております。

## 第13 非常災害対策

<火災発生時の対応策> 消火(所長) 通報(保育士) 誘導(担当保育士)

- ① 第一発見者は、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ② 知らせを受けた職員は、速やかに所長及び他の職員に火災の発生を知らせるとともに、避難誘導を行う。
- ③ 第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
- ④ 速やかに消防署へ通報する。
- ⑤ 乳幼児を避難誘導し、人数及び状況を所長に報告する。
- ⑥ 落ち着いて行動し、乳幼児に動揺を与えないよう努める。
- ⑦ 出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向に防災頭巾をかぶせて低い姿勢で避難する。

安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡し、入所児童の引き渡しをする。

<地震発生時の対応策>

- ① 乳幼児が安心できるような言葉をかけ姿勢を低くするなど、落下物から身を守るように指示して、緊急避難させる。
- ② 本棚、窓ガラス、その他倒れやすいものなどから園児を遠ざける。
- ③ 入所児・職員は、落下物の危険の少ない部屋の中央などに集まり、揺れが収まるまで様子を見る。
- ④ 入所児が眠っているときは、毛布・布団等を利用して、落下物から身を守る対応をする。
- ⑤ 速やかにサッシや扉を開け、避難口を確保する。
- ⑥ 速やかに火の元を閉じ、揺れが収まったらガスや配電盤を点検し、安全を確認する。施設内及び近隣において火災が発生していた場合は消火活動をする。
- ⑦ 揺れが収まったら、一時外に避難し、入所児童と職員の安全と人数を確認をするとともに、施設を点検し、状況を所長に報告する。
- ⑧ 入所児及び避難誘導・救護の職員は、安全が確認されるまで施設に立ち入らない。
- ⑨ 所長は、被害の状況・今後の対応についてこども青少年局に連絡する。

<大雨・雷の対応>

夏の外出時には、ゲリラ豪雨等にあう場合もある。大雨で、道路に水があふれ、側溝やマンホールが見えなくなり、転落事故もおきやすい。無理に移動せず、雨を避けて安全な場所で豪雨がおさまるまで待つ。また、雷が鳴ったらすぐに中止し屋内に避難する。雷は遠くに感じても予想外に早く近づく場合があり、常に、落雷の危険性があることを頭に入れておく。

消防計画作成

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 防火管理者 | 藤本 郁子                               |
| 避難訓練  | 火災および地震を想定した訓練を月1回実施します。            |
| 防火設備  | 自動火災警報設備                            |
| 防犯設備  | 学校 110 番・                           |
| 避難場所  | 第1 避難場所 新森中央公園<br>第2 避難場所 大阪市立旭東中学校 |

※非常災害対策計画を作成しております。

## 第14 防犯、事故防止のための措置

### <不審者の侵入など緊急時の対応策>

#### 1 不審者かどうか？

- ・立ち入りの正当な理由なし>退去を求める>

#### 2 危害を加える恐れはないか？

- ・暴力行為抑止と退去の説得
- ・110 番通報
- ・別室に案内し隔離
- ・大阪市旭区役所 保健福祉課地域福祉グループへ緊急連絡、支援要請
- ・乳幼児の安全を守る
- ・防護(暴力の抑止と被害拡大の防止)
- ・移動阻止
- ・全職員への周知
- ・入所児の掌握
- ・避難誘導
- ・周辺の店やこども 110 番との連携
- ・警察による保護、逮捕

#### 3 負傷者がいないか？

- ・速やかな 119 番通報
- ・救急隊の到着までの応急手当
- ・被害者への心のケア着手

#### 4 事故後の対応や措置をする

- ・情報の整理と提供
- ・保護者等への説明
- ・心のケア
- ・保育再開準備
- ・再発防止対策実施
- ・報告書の作成

## 第15 虐待の防止のための措置

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 代表取締役 鈴木 謙太郎

(2)児童虐待 24 時間ホットライン TEL 0120-01-7285

(3)職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します

※虐待対応マニュアルを作成しております。

## 第16 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 相談・苦情受付担当者 | 氏名 嶋崎 香<br>電話番号 06-6955-3787   |
| 相談・苦情解決責任者 | 氏名 鈴木 謙太郎<br>電話番号 06-6415-7681 |
| 受付方法       | 面談・文書・電話などの方法で受け付けています。        |

保育所以外に、市町村の相談・苦情受付窓口があります。

・大阪市北部こども相談センター TEL:06-6195-4114

・第三者委員 小林 重雄 (自治会長)

※苦情解決に関する規程を作成しております。

## 第17 その他留意していただきたいこと

### (1) 保育料の納金について

口座振替 毎月、決定された額と雑費

前月27日に自動送金されますので26日までに口座へ入金ください。

(振替料別途125円負担)

※口座手続き未完了時は、前月26日までに下記口座へお振り込み下さい。

■ りそな銀行 浜松支店 普通 1514685

株式会社キッズ1ハート

### (2) 法定伝染病及び伝染性疾患で欠席の場合

法定伝染病及び伝染性疾患(インフルエンザ・はしか・おたふくかぜ・風疹・みずぼうそう・結核など)登所できません。

(欠席ではなく、出席停止扱いになります。)

欠席連絡時に病名とお休みの目安の日程をお知らせください。

病院より登所の許可が出ましたら、保育所指定の登所許可書または診断書を提出して下さい。

提出のない場合は、お預かりできません

### (3) 検温・発熱について

・登所時に検温を必ずすませて保育園に来てください。

・登所時 38.0 度以上の熱がある場合にはお預かりできません。

・発熱など体調不良時には保護者に連絡いたしますので、必ず、常時連絡がとれるように緊急連絡先をお伝え下さい。

・24 時間以内に解熱剤を使用している場合は お休みしてください。

・発熱時には必ずお迎えをお願いします。(代理の方でも結構です。)

・連絡先が変わった場合には速やかにご連絡下さい

### (4) 薬の与薬について

薬の与薬は医療行為となりますので、非常時のみに限らせていただきます。

主治医と相談の上、保育所に通っている旨を告げ、朝夕の薬に変更してもらって下さい。

非常時のみ下記事項を守り、職員に登所時に手渡して下さい。

(薬は病院で処方された薬のみに限らせていただきます。)

1. 与薬依頼書に病院名・薬の種類など記入し、保護者署名

2. 粉薬は名前を書いて1回分のみ

3. 水薬は名前を書いた容器に1回分のみを入れ替える

※当日の朝、保育所で依頼表に記入して署名のうえ薬と一緒にお渡し下さい。

◇薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調合したものに限る。(1回ずつ名前を書いて持参)

◇保護者の方が用意された売薬、以前に使用した薬などは対応出来ません。

◇座薬の使用はいたしません。

◇病院から直接来られた場合は保護者の方が1回分に分けてお渡しください。

※慢性(気管支喘息、アトピーなど)の長引く病気は主治医の指示書に従いたいと思いますのでお知らせ下さい。

(5) お迎え時間・お迎えの方について

お迎えの時間に変更やお迎えの方の変更の時は必ず、保護者の方が連絡してください。

お迎えの方を変更される場合、トラブルの原因となりますので、ご連絡なき場合は、お子様のお引き渡しは致しませんので、ご注意ください。

(6) 欠席される場合

欠席連絡は、午前8:30までに電話連絡ください。

病気欠席、用事欠席のどちらかをお知らせください

(7) 名前の明記

すべての持ち物にお名前をお書きください。

名前が書いてない物に関しては紛失の責任を負いかねます

(8) クラス帽子について

自分の帽子だとわかるようにワッペンや刺繍をつけていただいても結構です

(9) 警報発令時の保育について

ア 「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合

(ア) 開所30分前時点で、「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合、「休所」

(イ) 開所30分前以降に、「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合

随時「休所」としますので、施設周辺の安全を確認の上、保護者に児童のお迎えを要請します。

a 児童が登所中の場合 帰宅を要請します。

b 児童が保育中の場合 保護者に児童のお迎えを要請します。ただし、お迎えが不可能な場合は、各施設の構造や地域性に応じて、児童の安全確保に努めます。(施設内で安全を確保し、避難所へ避難するなど、施設の状況に応じた対応をする)

イ 市から「避難勧告」又は「避難指示(緊急)」が発令された場合

(ア)開所 30 分前時点で、「避難勧告」かつ「避難指示(緊急)」が発令された場合「休所」とします。

(イ) 開所 30 分前以降に、「避難勧告」かつ「避難指示(緊急)」が発令された場合

随時「休所」としますので、施設周辺の安全を確認の上、保護者に児童のお迎えを要請します。

a 児童が登所中の場合 最寄りの避難所へ避難するよう、保護者の携帯電話へ連絡する。

b 児童が保育中の場合 保護者に児童のお迎えを要請する。ただし、お迎えが不可能な場合は、各施設の構造や地域性に応じて、施設に残っている児童の安全確保に努める。(施設内で安全を確保する、避難所へ避難するなど、施設の状況に応じた対応をする。)

ウ 市から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合

開所 30 分前後問わず、保護者へ連絡し、「避難勧告」又は「避難指示(緊急)」が発令に備え、児童のお迎えの準備を要請する。

エ 留意事項

(ア) 災害時等においては、保護者との連絡体制を確保した上で、施設の開所状況を周知徹底し、通常の気象「警報」のみの場合は従来どおり「開所」とするなど、適切な保育環境の提供に努める。

※この重要事項説明書の内容は、令和 8 年 4 月現在の情報です。